

## 視覚障害者の歩行における援助依頼

日本ライトハウス

芝田 裕一

### はじめに

視覚障害者にとって援助依頼はその歩行範囲を決定するほどの重要な要素である。この援助依頼によって未知地域が歩け、また、方向を逸した、ディスオリエンテーションの状態という窮地を脱することができていわゆる安全かつ能率的な歩行が可能となる。単独歩行に援助依頼は欠かせないが、ここではその歩行における援助依頼について述べてみたい。

### I. 援助依頼の意義と内容

#### 1. 意義

視覚障害者の歩行訓練では「単独歩行」を目標に指導がなされるのは周知のことである。「単独歩行」とは「歩行前に必要な情報を得、特に、定位できなくなった時や未知地域で必要に応じて一般社会に援助を依頼しての歩行」と定義できる。つまり、初めから家族・友人・ガイドヘルパー等による手引きを受けての歩行ではないが、完全な独力歩行ではなく、必要に応じて一般社会の援助が依頼できる歩行を指している。だから、道に迷った時や不案内の時、さらに、危険だと思われる時等に無理をせずに自分の力でたずねたり、手引きを受けたりできる能力が単独歩行には欠かせない。歩行訓練でも、その指導内容を大別した場合、①技術、②地図的操作、③環境認知、④行動方法と並んで、⑤援助依頼がその一つの柱を形成しているのである（芝田、1990）。

晴眼者であっても同様で、必要に応じて道をたずねられるから未知の場所へも出かけられるといえよう。この援助依頼を避けていては未知地域の歩行は困難で、歩行範囲はあまり拡大しない。

## 2. 内容

援助依頼の内容は2つに分けられる。その1つは情報を得るということで、その情報には、歩行前にあらかじめ得ておくものと歩行中に得るものがある。たとえば、目的地の所在地、目的地へ行くための交通手段等目的地に関するもの、ディスオリエンテーションの状態になった場合など自分自身の歩行に関するもの等がある。また、情報を得る手段には対面してのものだけでなく、電話によるものも含まれる。

2つめには手引きを受けるということである。一般社会の通行者から目的地や自分自身の位置に関する情報を得るだけでなく、必要に応じて手引きを受けるのである。この手引きを受けるということは、単に情報を得るだけの援助と異なり、それによって目的地へ到達できたり、また、到達が容易になったりするため非常に有意義なものといえる。

## II. 依頼（声かけ）の方法

歩行中の援助依頼は、まず、声かけから始まるが、視覚障害者の場合、通行中の特定の人に依頼するのはなかなか難しい。つまりところ、不特定多数に声をかけ、相手の応答を待つことになってしまう。これは場合によれば非能率的であり、不確実である。より能率的に声かけをする方法としては次のようなことが考えられる。

- ①被依頼者が通行中の時は、前述のように依頼しにくいため足音や話し声を手がかりにしてタイミングよく依頼するようにする。
- ②電車内、券売機前など被依頼者が静止している時に依頼する。この方法だと通行中よりは声かけが容易である。
- ③駅員、職員等関係者に依頼する。特に、駅では改札口で依頼すると援助が受けやすいであろう。

④デパート、地下街などでは「インフォメーション」（案内所）を利用するようとする。

この③と④は、援助の内容によっては一般通行者よりも援助を受けやすいため、その内容に応じて判断するとよい。

### III. 一般的な注意事項

次に援助依頼の内容を含め、その方法の一般的な注意事項について述べる。

#### 1. 明確かつ能率的な依頼及び質問

その1つとして、範囲を狭めていく質問方法がある。つまり、場所に応じて質問内容を変えていくのである。たとえば、大阪環状線京橋駅から梅田阪急三番街の中の喫茶店「A」へ行く場合、次のように尋ねる内容を変えていく。

①京橋駅で——大阪駅への行き方を尋ねる。ここで「A」を尋ねても知らない人が多くて明確な答えは得にくい。

②大阪駅で——まだ「A」を尋ねずに、阪急三番街への行き方を尋ねる。

③阪急三番街付近で——ここではじめて喫茶店「A」を尋ねる。

その他、依頼したい内容を明確に援助者に伝えること、援助者の中には「あっち」、「こっち」といった説明をする場合があるため、これに対して方向や方角で確認すること等がある。

#### 2. 援助者の誘導

援助者に手引きをされる場合、援助者がその行き先を知らないことがある。視覚障害者がその場所を知っていれば援助者を口頭によって誘導することが必要である。さらに、援助者が手引きしている時に道をまちがえることも考えられる。その際にも必要に応じて援助者を誘導しなければならない。

そのため、手引きの訓練を通じて手引きを受けていても、その時の身体の動きに注意し、現在どの方向・方角に向かっているのかを考慮しておくことが大事である。また、必要に応じて口頭で目的地までのルート説明ができるようにしておけばよいであろう。

### 3. 視覚的ランドマークの利用

前述のように援助者を誘導する時、また、単独歩行時に道をたずねるなど情報を得る時等には晴眼者が使用する視覚的ランドマークを利用するすることが有効である。たとえば、「〇〇銀行の角を曲がりたいのですが……」、「××クリーニング店の向かいの家へ行きたいのですが……」というように言うのである。そのために、視覚障害者、特に全盲者の単独歩行には直接必要でないこれらのランドマークも覚えておくとよい。

### 4. ハインズブレイク

これは、引っ張られたり、押されたりするような不安な、また、見た目に不自然な誘導を受けた時に肘を持つという「手引き」に変更してもらうことをいい（ハインズはアメリカ、イリノイ州シカゴ郊外の都市名である）、援助依頼の際には必要なものである（芝田、1990）。

このハインズブレイクを行う目的としては次のようなことがある。

- ①社会的啓発——一般社会には「手引き」の方法が充分浸透しているとはいがたい。そのため、小さなきっかけではあるが、この機会に啓発をしておく。
- ②「手引き」以外の誘導による見た目の不自然さの解消——肘を持つ「手引き」であれば見た目の不自然さはあまり感じられない。
- ③「手引き」以外の誘導による不安感の解消——視覚障害者としては引っ張られたり、押されたりすると不安感を覚える。

視覚障害者にはせっかく援助をしてもらっているのだからとハインズブレイクをすることに抵抗を感じる場合もあるが、上記の目的を理解し、ちゅうちょすることなく、常にハインズブレイクができるようにしたい。

### 5. 援助者と別れる際の確認

道の途中で援助者から情報を得た後、あるいは目的地まで手引きをしてもらえず、援助者と途中で別れた後に自分の現在地や向いている方向を忘れたり、また、それらが分からなくなったりすることがある。そうなると、必要に応じて新たに援助を得なければならない。そのような非能率さを解消するために、援助者と別れる際に自分の現在地と向いている方向を確認しておくとよい。こ

れは、単に言葉だけでなく、実際に自分の手や腕等で方向を指示して確認しておくほうが確実であることを忘れてはならない。

#### 6. 援助のことわり

申し出られた援助の中にはその時には不要なものもある。援助を自ら依頼することは当然必要であるが、不必要的援助をことわることも大事である。その援助によって特にこまることがなければよいが、なかにはその援助を受けたことによって現在地がわからなくなり、さらに新たな援助が必要になるというような場合がある。そうなると援助が逆効果となるため、必要に応じてことわらなければならない。

せっかく申し出られた援助をことわるのは非常に心苦しいことではあるが、言葉丁寧に勇気をもってことわるようにしたい。これには一般社会の側にも、ことわられてもその援助をおしつけるのではなく、その拒絶を受け入れられるような柔軟な姿勢が求められる。

#### 7. 服装とマナー

その他の大事なこととして服装とマナーがあるが、これらはいわゆる一般常識的な問題なのであえて言うまでもない。前述の援助のことわりの際にはマナーとしての言葉遣いは特に注意を要することである。

### IV. その他の注意事項

#### 1. デパート等における買物

##### (1)「インフォメーション」の利用

デパートやショッピングセンター等で買物をする時は「インフォメーション」の利用が有効である。一般的な買物客に「インフォメーション」までの手引きを依頼し、その後は係りの人に依頼するのである。

##### (2)特定の出入口の指定

また、こういう所では出入口が数多くあり、使い慣れてる特定（既知）の出入口から出ないとその後の歩行に支障をきたすことがある。つまり、単独歩行には、いつも利用している特定の出入口から入り、手引き等の援助を依頼して

買い物をした後、またその同じ出入口から出ることが必要なのである。1人の人に対する手引きをしてもらえばその人が記憶していることも考えられるが、複数の人達に援助を依頼した場合、最後の手引き者にはその特定の出入口を指定しなければならない。

デパートやショッピングセンター等の出入口には、「北口」や「〇〇口」といったその場所を特定した名前がついていないことが多い。名前がついていればそれを手引き者に告げることで解決する。しかし、そうでない場合、1つの方法としてその出入口付近の売り場名を前もって2つ以上記憶しておく、その売り場付近の出入口として特定するのである。たとえば、「ハンカチとネクタイ売り場のそばの出入口から出たいのです」と告げればよい。1つでは、まぎらわしい場合もあるため、売り場は2つ以上を記憶しておくとよいであろう。

## 2. 電話の利用

電話を利用して援助依頼をする場合は、その目的地までの道順やどのような交通機関を利用するかをたずねる時等である。

### (1)前もって告げておくべき必要事項

まず、自分が視覚障害者であることを相手に伝えておく。これによって相手が可能な範囲で視覚障害者に必要ななんらかの応対、たとえば、あいまいな表現を避ける等をしてくれるはずである。ただし、一般社会の理解がそれほど充分ではないので、援助を得る過程で、後述するように聞き直しによって確認をしておく必要がある。

次に、知りたい目的地までの道順や内容を告げる所以あるが、道順の場合は「〇〇までは単独で行けます」というように自分が単独での歩行可能な場所を告げ、そこから先をたずねるようにしておく。

### (2)確 認

一般的に晴眼者は相互にあいまいな情報伝達をしているものである。しかし、視覚によってその不足分が補足されているからたいした混乱は起きない。けれども、視覚障害者の場合はあいまいに教えられては理解しにくい。対面している時は実際に自分（視覚障害者）の手をとって方向を指し示してもらうなど、より確実に援助を得ることができるが、電話ではそうはいかない。

そのため、電話では相手側から教えられた内容を自分が理解しやすいように、また、納得できるように聞き直しておくことが大切である。たとえば、方角で教えられた場合は左右で、左右の場合は方角で確認しておく、曲がり角等重要な箇所での視覚的なランドマークを聞いておく、距離について具体的に何メートルくらいか等を確認しておくなどである。

### 3. 弱視者と白杖

弱視者にはその保有視覚で道路上の歩行では問題がなくても、電車の運賃表や時刻表、バスの行き先表示等が見えないため、援助依頼に頼らざるをえないケースがある。弱視者の中には白杖の携帯に抵抗を示す者がみられるが、このような時、白杖を持っていないと一般社会が「視覚障害者」と認めにくく、満足のいく援助が受けられないことが多い。

ところで、白杖を携帯する目的としては次の3つがある（芝田、1990）。

- ①安全性の確保
- ②情報の入手
- ③視覚障害者のシンボル

このうち、①と②が保有視覚によってカバーできれば、とりあえず、限定された範囲内の歩行では白杖を携帯する必要はないかもしれない。しかし、より広範囲な歩行を展開するためには援助依頼は欠かせず、そのために③の視覚障害者のシンボルとして白杖を携帯しておくとよい。さらに、援助依頼に限らず、他の場面でも白杖の携帯が効果的に作用することが多いため、弱視者も白杖を携帯するようにしたい。

一般的にいって、一般社会は「視覚障害者」といえばすべて「全盲者」と思いがちである。この概念を訂正し、弱視者の存在を知らしめるためにも弱視者が白杖を携帯することは大切であろう。

### 引用文献

芝田裕一編著 1990 視覚障害者の社会適応訓練. 日本ライトハウス.